

第3次ちがさき自転車プラン(自転車活用推進計画)骨子案

第1章 第3次ちがさき自転車プラン(自転車活用推進計画)の策定にあたって

1. 策定の背景と目的

- 茅ヶ崎市は地理的な条件などから、自転車の利用者が多いまち。こうしたことから平成16年3月に「ちがさき自転車プラン」、平成26年に「第2次ちがさき自転車プラン」を策定し、市民・関係団体・行政が連携してさまざまな取組を行ってきました。
- 自転車には移動手段にとどまらず、健康増進、環境負荷の低減、外出機会の創出や市内の回遊性の向上によるまちなぎわい創出など、利用する個人をはじめ、まちづくりにおいても様々な効果が期待できます。国はこれらの効果を見込み平成29年に自転車活用推進法を施行、同法に位置付けた自転車活用推進計画を各地方公共団体に策定するよう働きかけています。
- 移動手段としての自転車利用にとどまらず、健康づくり、環境、観光、地域活性化等、多様な視点から自転車利用を促進し、市民が安全・安心、快適に自転車を利用できる環境づくりが必要です。
- 現行の計画から概ね10年が経過した今、これまでの取り組みを社会情勢の変化や上位計画の内容等を踏まえて再度内容の検討をし、第3次ちがさき自転車プラン(自転車活用推進計画)を策定します。

※自転車活用推進計画について

平成29年に施行された自転車活用推進法の第11条には、国計画や都道府県が策定する自転車活用推進計画を勘案して、区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画(市町村自転車活用推進計画)を定めることが努力義務とされています。

第3次ちがさき自転車プランは、国や神奈川県が示す計画の主旨に沿っていることから同法第11条に位置付けた計画として、策定します。

2. 位置づけ・期間・対象地域

- 本計画は、「茅ヶ崎市地域公共交通計画」における個別計画として策定します。計画の策定にあたっては、国や神奈川県の子車活用推進計画、本市の各計画を踏まえて、自転車活用に関する目標及び個別の具体施策を検討することとします。
- 計画期間は、令和6年から概ね10年間とします。
なお、上位計画である地域公共交通計画の計画期間(令和6年度～令和10年度)の満了時に合わせ、5年後に見直し(中間評価)を行い、必要に応じて取り組みの方向性等について整合を図ります。
- 対象区域は市内全域とします。

第2章 自転車を取り巻く本市の現状と課題

別紙参照

第3章 自転車の活用に関する今後の取組

第4章 推進体制・評価指標

1. 推進体制

- 市民、事業者、市が連携を図りながら、施策を進めていきます。

2. 評価指標

- 目安となる数値(指標)を設定し、プランの進捗状況を総合的に確認し、一定期間ごとに改善の必要性などを判断しながらプランを進めます。